

# 総務委員会会議録

日時 平成30年12月13日(木) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後3時27分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 水岸 富美男  
副委員長 渡辺 淳也  
委員 皆川 巖 渡辺 英機 浅川 力三 河西 敏郎  
白壁 賢一 佐藤 茂樹 飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公安委員会委員 石川 恵 警察本部長 原 幸太郎  
警務部長 鈴木 康修 刑事部長 小林 仁志 交通部長 中山 良彦  
警備部長 市川 和彦 生活安全部長 鶴田 孝一 首席監察官 清水 順治  
警察学校長 矢崎 正美 総務室長 切刀 康友  
警務部参事官 岩柳 治人 刑事部参事官 高村 晃 交通部参事官 窪田 豊  
交通部参事 若月 誠 警備部参事官 岩柳 幸夫  
生活安全部参事官 雨宮 雄二  
会計課長 大森 伸 教養課長 秋山 敦 監察課長 小林 信一  
厚生課長 吉田 一成 情報管理課長 清水 八志  
地域課長 和田 弘記 少年・女性安全対策課長 五味 雄二  
生活安全捜査課長 大森 勇人 通信指令課長 藤田 貴仁  
捜査第一課長 志田 浩 捜査第二課長 藤井 清 組織犯罪対策課長 姫野 賢司  
交通指導課長 井上 久 交通規制課長 川口 守弘 運転免許課長 廣川 勉  
警備第二課長 相模 稔

総合政策部長 平賀 太裕 県民生活部長 立川 弘行  
リニア交通局長 岡 雄二  
総合政策部理事 上野 直樹 総合政策部理事 藤森 克也  
総合政策部次長 末木 憲生 総合政策部次長(秘書課長事務取扱) 小林 厚  
県民生活部次長 三井 薫 県民生活部次長 長田 公  
リニア交通局リニア推進監 細川 淳 リニア交通局次長 深澤 宏幸  
リニア交通局次長 渡邊 仁  
政策企画課長 上野 良人 オリンピック・パラリンピック推進室長 古屋 友広  
リニア環境未来都市推進室長 石寺 淳一 広聴広報課長 大久保 雅直  
地域創生・人口対策課長 津田 裕美  
県民生活・男女参画課長 小田切 春美 北富士演習場対策課長 斉藤 直紀  
統計調査課長 若尾 誠 消費生活安全課長 砂田 英司  
生涯学習文化課長 井上 泰子 世界遺産富士山課長 入倉 博文  
私学・科学振興課長 藤原 鉄也  
リニア推進課長 渡辺 真太郎 交通政策課長 若尾 哲夫

総務部長 鈴木 康之 防災局長 若林 一紀 会計管理者 樋川 昇  
人事委員会委員長 信田 恵三 代表監査委員 佐藤 佳臣  
選挙管理委員会委員長 中込 まさ彦  
総務部理事 森田 貴夫 総務部次長（防災局次長兼職） 神宮司 易  
総務部次長（人事課長事務取扱） 村松 稔  
職員厚生課長 田辺 由加里 財政課長 宮崎 正志 税務課長 今井 幸一  
財産管理課長 雨宮 利之 行政経営管理課長 石原 洋人  
市町村課長 小田切 三男 情報政策課長 渡邊 雅人  
防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 小澤 祐樹 消防保安課長 西川 秀之  
出納局次長（会計課長事務取扱） 平塚 幸美 管理課長 佐久間 浩之  
工事検査課長 丸山 裕司  
人事委員会事務局長 清水 正 人事委員会事務局次長 三井 勉  
監査委員事務局長 丹澤 尚人 監査委員事務局次長 内田 不二夫  
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 高野 雄司

議題 （付託案件）

- 第 80 号 山梨県文化芸術基本条例制定の件
- 第 81 号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例中改正の件
- 第 82 号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件
- 第 83 号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件
- 第 85 号 山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件
- 第 87 号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第 89 号 平成30年度山梨県集中管理特別会計補正予算
- 第 93 号 指定管理者の指定の件
- 第 94 号 指定管理者の指定の件
- 第 95 号 指定管理者の指定の件
- 第 96 号 指定管理者の指定の件
- 第 97 号 指定管理者の指定の件
- 第 125 号 当せん金付証券発売の件

請願第30-7号 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員の実現に関する  
ことについて

請願第30-8号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書提出を求めることについて

請願第30-9号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
ただし、第97号議案については、附帯決議を全会一致で決定した。また、

請願第30-7号については採択すべきもの、請願第30-8号及び請願第30-9号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要            まず、委員会の審査順序について、警察本部、総合政策部・県民生活部・リニア交通局、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時00分から午前10時24分まで警察本部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午前10時35分から午前11時58分まで、途中休憩をはさみ、午後1時00分から午後1時16分まで総合政策部・県民生活部・リニア交通局関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後1時25分から午後2時18分まで、途中休憩をはさみ、午後3時25分から午後3時27分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

#### 主な質疑等      警察本部関係

##### ※第85号    山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件

質疑            なし

討論            なし

採決            全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

##### ※第87号    平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑            なし

討論            なし

採決            全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

質疑

(防犯カメラの設置について)

渡辺(英)委員    1点、お伺いしたいと思います。防犯カメラの効果、また設置状況についてです。先日の10月末日にハロウィンがありましたが、多くの若者がニュースの報道で出ておりました、驚いたことに軽自動車をみんなで横転させて、その上で踊っていたというような状況があったわけですが、そのときの様子が新聞報道されまして、かかわった者たちが全てもう逮捕されたという報道がありました。残念ながら、本県からも1人逮捕されたということで、大変驚い

ているわけです。

この逮捕に効果があったのは、やはり防犯カメラであったり、あるいは動画で一般の皆さん方が提供してくれたものがあって、4万人という多くの中から特定できたということで、大変な効果があるんだなということを改めて感じました。そのほか、最近ではドライブレコーダー、こうしたものが高速道路における事故などに、非常に効果を発揮しているわけで、それは非常に大変なものだと思います。防犯カメラは自衛手段というばかりでなく、子供の見守りやお年寄りの徘徊など、そうしたことにも非常に効果があるわけですが、現在、県警察で設置、管理している防犯カメラはどのくらいあるのか、まず伺いたいと思います。

雨宮生活安全部参事官 県警察におきましては、暴力団排除条例に基づく暴力団排除特別強化地域であります甲府市の中心街に9台、笛吹市の石和温泉街に8台、合計17台の防犯カメラを設置しまして、その運用管理を行っているところでございます。

以上でございます。

渡辺（英）委員 17台ということでございますが、地元の話ですけれども、最近、村長に、本村でも防犯カメラの設置をいかがかと話したときに、5台設置したということでございます。こうした自治体と警察が連携して設置している、あるいはこれから進めようとしている防犯カメラは、県全体でどのくらいあるのか、その辺についてはいかがですか。

雨宮生活安全部参事官 自治体と警察が連携した防犯カメラの設置につきましては、自主防犯対策や犯罪抑止等を目的としまして、昨年以降ですが、JRの駅周辺や公園などに防犯カメラの設置が推進されているところでございます。昨年以降の数字で、警察で把握しているものは28台の防犯カメラの設置を把握しております。また、委員の地元、忍野村におきましても、29年中に5台の防犯カメラが設置されているということでございます。

以上でございます。

渡辺（英）委員 まだまだ足りないんだろうという思いですけれども、一方で、外国人観光客が大勢本県に訪れているということでございまして、昨年度は3,200万人、富士五湖地域を見ましたら、その約半分、1,500万人を超える人が来ているということで、外国人に対する犯罪抑止、そうしたことを含めながらこれから進めていかなければならないだろう、そんな思いがあります。もう一方で気になるのは、東京オリンピックがありますね、そうした意味ではこれから非常に大事であろうと思いますが、その拡充に対してはどのような考え方なのか、伺いたいと思います。

雨宮生活安全部参事官 防犯カメラにつきましては、自主防犯や安全管理のツールとしての効果だけではなく、地域の安全確保や犯罪の抑止に大きな成果を上げているところでございます。また、委員が御指摘されましたハロウィン事件のように、犯罪捜査における活用で被疑者を早期に検挙するなど、地域の安全安心の確保にも大きく寄与しております。

今後も、県や市町村、事業者、地域の皆様等と連携しながら、必要な場所への防犯カメラの設置につきまして、継続して働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

渡辺（英）委員 警察本部の考え方も大変ありがたいなと思うところがございますけれども、観光立県ということ、そして自然が多いということ、そうしたことを踏まえて、やはり山梨県は安全安心を優先する県であると、これが非常に大事だと思います。今後とも、どうか自治体と協力しまして、そうした取り組みを進めていただきたいとお願いして、終わりたいと思います。

以上です。

(県警ヘリコプターによる山岳遭難救助と安全対策について)

飯島委員

ヘリコプターによる山岳救助の安全対策という観点から、御質問させていただきます。当委員会でもヘリコプターによる救助の実態というものをビデオで拝見しまして、限られた狭いスペースの中で迅速に、まさに命がけでそういう救助をされている県警の皆さんには、改めて敬意を表する次第であります。

そうしたところ、11月30日の山日新聞にこういう記事がありました。丹波山村の山中で、昨年5月、山梨県警ヘリはやての救助活動中に、遭難者の男性、当時49歳が死亡した事故で、運輸安全委員会は、29日、ヘリのメインローターから吹きおろすダウンウォッシュと呼ばれる強い風の向きが急変して落石が発生し、男性に当たったとする調査報告書を公表したと、こういう記事であります。

本当に、ヘリの救助というのは必要などころであります。こういった山岳救助では、さまざまなロケーションで、とても大変な形態もあると思いますけれども、そういう中で、まず本年中の県警ヘリコプターによる山岳遭難救助の出動件数をお伺いしたいと思います。

和田地域課長

答弁に先立ちまして、昨年5月、山岳遭難救助中に遭難者が亡くなりましたことにつきまして、まことに残念であり、心より御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それでは、飯島議員の御質問にお答えいたします。県警ヘリコプターは本年3月まで点検中であり、4月から運航を再開しております。本年4月から11月までの山岳遭難件数は128件であり、このうち県警ヘリコプターの出動は約5割に当たる65件、飛行回数では111回の捜索救助活動を行っております。

以上でございます。

飯島委員

本県は山岳地帯が多くて、現在、いわゆる山ガールという若い女性も多いし、高齢者の登山も多い。そういう登山者が多くなるということは事故も必然的に増えるということでもあります。そういった中で、やはりヘリコプターがあったからよかったという、そういう事例があるかと思うんですけれども、何か特徴的なものがありましたら、お伺いしたいと思います。

和田地域課長

山岳遭難は捜索から救助まで、多くの労力と危険を伴い、高山であればあるほどその程度は高くなりますが、常に迅速、安全な救助が必要となります。

本年の山岳遭難の救助の例を挙げますと、7月、北岳の雪渓において発生した滑落事案では、遭難者が腕を骨折し、沢に浸って身動きがとれなくなっており、低体温症を発症しておりました。また、8月、鶏冠山の岩場からの滑落事案では、遭難者が骨盤骨折等を負うなど重症で、双方とも一刻の猶予もなく人命にかかわるものでございました。地上部隊のみによる救助では、現場到着ま

で早くても数時間を要し、また多くの人員や労力を要しますが、ヘリコプターによって迅速、的確に短時間での救助ができたものでございました。

以上でございます。

飯島委員　　今、御説明があった事例ですが、冒頭申し上げたようにビデオで僕らもしっかり見ていまして、本当にヘリコプターの必要性というものを感じているわけです。さりとて、先ほど申し上げたように、こういう事故が起きてしまったということでもありますので、こういう事故を受けて、今、どのような安全対策をさらに進めているのかということをお伺いしたいと思います。

和田地域課長　　県警察では、事故後、原因究明と再発防止に取り組んでまいりましたが、今回、事故調査委員会の結果を踏まえ、引き続き安全かつ的確な山岳遭難救助に努めてまいります。

安全対策につきましては、それぞれの現場の諸条件とヘリコプターの特性を踏まえ、救助体制の確保、救助活動に伴うリスクの共有、現場情報の収集、分析及び危険を回避する措置を徹底するなどしておりますが、全ての条件を完璧に満たすことは困難であるものの、可能な限り安全確保に努めております。

以上でございます。

飯島委員　　まさにおっしゃるとおり、いろいろなファクターがあると思います。全てが100点満点じゃないと思いますが、現場の状況などを勘案して、ヘリコプターの必要性というものはとても感じておりますし、さらなる安全対策、乗組員の安全もとても大事だと思いますので、やっていただきたいなと思います。

今回、残念ながら亡くなられた、こういう事故があったわけでもありますけれども、こういった救助中に遭難者が死亡したということに関しましては、どういう扱いとなるのか。事件か、事故か、どのようになるのでしょうか。

志田捜査第一課長　　現在、救助の過程におきまして、隊員に過失があったか否かなどを含めまして、鋭意、捜査中でございます。捜査の内容につきましては、お答えを控えさせていただきます。

以上でございます。

飯島委員　　本当に予測ができないロケーションや天候もあり、皆さん方が業務を遂行しているにもかかわらずこういう不慮な事故が起きて、またその結果、皆さん方に不利益が生じるということ等はとても懸念されるわけではありますが、先ほど申し上げたように、本県は山岳人口も多いし、また、そういう観光も奨励していますので、今後も、さらなるヘリコプターの迅速な運航、安全管理をしていただきたいと思います。

※第80号 山梨県文化芸術基本条例制定の件

質疑

渡辺（淳）副委員長 このたび文化芸術基本条例を策定するに当たり、この背景等を見させていただきますと、国の文化芸術基本法が改正されたということで、本県においても条例が制定されると承知しておりますが、他県におきますと、文化芸術基本法が策定されたときに、多くが条例等を制定していると伺っております。

このような中で、本県においては、文化芸術といいますと、生け花やお茶、絵画など、そういったさまざまなものもさることながら、地域に特有の伝統芸能等の文化も大変多くあるということと、それを継承して保存して次世代に伝えていかなければならないという、本当に大切な条例になってくると考えております。有形無形の文化財や歴史、自然、環境、風土に培われた食文化などもしっかりと保全、継承していくために、本条例の中に、本県特有のそういったことに対応するような形で反映していただきたいと考えています。そこで、本県の文化芸術基本条例で本県独自というか、他県や基本法と比較して特徴的なところはどこにあるのか、まずお伺いいたします。

井上生涯学習文化課長 本条例の主な特徴につきまして、御説明いたします。本条例の主な特徴につきましては、この条例では、国の法律を勘案する中で、基本理念の1つに観光や福祉、教育、また産業など、文化芸術に関連するさまざまな分野と連携して振興を図っていくことを規定しておりますが、本県では、県土面積の約8割を森林が占めている全国有数の森林県であるという特徴を踏まえて、その連携分野に、本県では特別に環境を明記しております。

また、グローバル化のさらなる進行、進展等を見据えまして、都道府県では初めてになりますが、県民の方々が外国など、他の地域の文化芸術についても尊重できる心を涵養していくということを基本理念に規定いたしました。

以上でございます。

渡辺（淳）副委員長 基本理念の2条のところの第5項と第8項が該当するのかなという御説明でしたけれども、この基本理念のほかの9項目も全て含める中で、第2章の基本的施策が規定されていると思います。基本的施策の中での本県の独自といえますか、特徴的なものは何かあるのか、次にお伺いいたします。

井上生涯学習文化課長 基本的施策における特徴でございますが、基本的施策におきましても、これも都道府県では初めてであります。文化芸術の担い手の育成の中で、今後、生きがいと社会参加の促進を図っていくためにも、県民の皆様が生涯にわたりまして文化芸術に関する学習の機会を提供していくことを規定しております。また、県民の文化芸術活動の機会の充実という第18条の中で、本年6月に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が施行され、そうしたところも考慮いたしまして、障害者等の文化芸術活動の充実等についても規定いたしました。

そのほか、県民の皆様が文化芸術に対して関心と理解を深めていただくためにも、11月を文化芸術推進月間として、その趣旨にふさわしい事業や行事を実施することを規定いたしました。

以上でございます。

渡辺（淳）副委員長 ぜひ、障害者、高齢者の方を問わず、県民に広く文化芸術等に触れ合っていたいで、方々に対する意識の醸成を図っていただけるよう推進していただきたいと思ひます。

また、4条で県民の役割として、自主的かつ主体的に活動していくという役割も規定されている中で、この条例が制定された後に、この条例の趣旨や基本的理念について、広く県民一般の方に知っていただかなくてはならない、今後の活動等も含めて知っていただいで、山梨県の芸術文化というものに対して関心をより深く持っていただき、そして今後の文化芸術活動の担い手となつていただく、あるいは担い手を育てていただくことが大変重要になってくるかと思ひます。そこで、制定された後、この条例の周知についてどのようにお考えになっているのか、次にお伺ひいたします。

井上生涯学習文化課長 この条例の周知についてでございますが、まず、県のホームページや「ふれあい」などの広報誌、また、テレビやラジオ等の広報番組などを通じまして周知をさせていただくほか、県民文化祭や県民文化ホール等におけるイベントなど、文化芸術のあらゆるイベント等の機会を捉えまして、幅広く周知をさせていただきたいと考えております。

また、あわせまして、文化芸術団体の総会や研修会等に伺う中で、条例を説明する機会をいただきまして、文化芸術活動の充実など、今後、文化芸術団体と連携していく取り組みにつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

渡辺（淳）副委員長 もちろんホームページや紙媒体等で広報していくことも大変大事だとは思ひますけれども、それよりも後段にありましたように、実際に文化芸術活動を行っている方々に対して、直接、お話をし、御意見を伺いながら、この条例の趣旨について知っていただくことが、より大切になっていくと思ひます。ぜひそちらのほうも積極的に、制定された後に周知、広報活動を行っていただきたいと思ひます。

また、この条例を制定して芸術文化の振興等を図っていくということですが、この条例は基本理念と基本的施策が規定されているのみで、実際の理念にのっとりた施策というものを、今後、やはり講じていかなければならない。そうでなければ、この条例の趣旨を果たしていけないと思ひますので、今後の条例の実効性を担保していくために、どのような体制で、またどのような方針で取り組まれていくのか、お伺ひしたいと思ひます。

井上生涯学習文化課長 この条例の実効性ある今後の取り組みでございますが、今後につきましては、まず明年度でございますが、本県の文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために、具体的な施策と、その施策の方向性をお示しする基本計画の策定について検討してまいりたいと考えております。

また、その施策の効果的な推進を図っていくためにも、福祉保健部や観光部、また産業労働部や教育委員会など、関係部局と全庁横断的に連携した取り組みなどを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

渡辺（淳）副委員長 計画こそが施策を実施するにあたって、大変大切な位置づけになるかと思ひます。この基本理念の2条の8項にもあるとおり、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の分野というように、本県は独自に



書かれておりますので、全庁的な取り組みの中で基本的計画を作成していただいて、またその推進体制についても、全庁的に取り組むことはもちろん、先ほど申しましたように、それぞれの地域固有の伝統芸能等もございますので、市町村との連携も密にしながら、また伝統芸能を担っていただいている方とも連携を密にしながら、ぜひ進めていっていただきたいとお願いを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

白壁委員

ここはちょっと一言言っておかなければならぬので、財政当局を動かさなきゃなんないから。

基本条例という、いつもなんですけど、つくって安心何とか条例というやつで、基本であるから、その実効性というか、なかなか具体的なものはないということなんですけど、でも、この中を見ていくと、例えば展示場等の支援だとか、いろいろなことをいっぱい書いてくれてあるんだね。

なかなか難しいところなんですけど、芸術や文化の推進というのは、殺伐としたこの世の中で人々の暮らしに豊かさとか潤いを持たせるために極めて重要なことだよ。こういったものは本当に推進してってもらいたいんですけど。見ていきますと、基本計画を立てると。本来で言ったら、推進体制として基本計画じゃなくて、本来は行動計画、活動計画を立てると言うべきじゃないのかなと考えるんです。

それはそれといたしまして、当委員会で、文化活動している団体の皆さんと意見交換をさせていただきました。この人たちの言わんとすることは幾つもあったんですけど、一番気にかかったものが、美術館での展示の際、あそこへフラワーアレンジメントや書道のときに、そこで墨汁を持っていくことはだめだとか、水を使っちゃだめなんだよという意見があって、それは何とかなるものだよという話をさせていただきました。

というのは、例えば、よく展示をするところでいくと、美術館で玄関に入って右側、そこでは花などをやったりするよね。そうすると、あそこでは水を使うからだめだ。今、都内などの美術館へ行くと、エアカーテンだとか、仕切りがあったり、除湿の設備がついていたりするところが結構あるんですね。その文化団体の方々からすると、やはり美術館でやるということは一つのステータス。そういった人たちのことを考えたときに、それはそれなりに予算も確保しながらやっていくべきだろうと思うんだよね。今、それを言っても、「全くそのとおりなんですけど、お金が」と言われると、お金は見つけてくるもんだよっていう話をするしかない。

左側のところに、よく書道の皆さんが展示するところがあります。私もそこは何回も行ってんですけど、こういう人たちもそこでは、書くのは墨汁というか墨が水分を持っているからだめなんだよ。確かに中にはミレーの絵など、いろいろ貴重な山梨県の財産も山ほどあることはあるんですけど、そこは区切りをつけるとか、設備をちゃんとすることによって、決してできないことはないと思う。私の考え方は、間違っていますかね。課長さんの御意見を伺いたいと思います。

井上生涯学習文化課長 美術館と博物館におきましては、生花や水など、虫の混入やカビの発生原因になるものの持ち込みについては、今現在ですと、文化庁の方針等におきまして、人体や環境に害のある、有効な薬を使うよりも、まず持ち込まないという方針のもと、ほとんどの美術館、博物館等で、生花や水の持ち込みを原則禁止しているところでございます。

また、他の都道府県では、一部、生花の展示等も許可しているところもござ

います。そういったところでは、先ほど白壁委員の御説明の中にもありましたように、入り口を別にするとか、壁で完全に隔離するとか、そういった対応をとる中で、一部持ち込みを許可している施設もございます。

そういった中で、本県といたしまして、どのように施設を有効活用していくかを検討していかなければならないと思いますけれども、今後につきましては、施設のより有効な活用と、また、ほかにもたくさん県有施設がございますので、そういった県有施設の有効的な活用や、施設で何ができるのか、そうしたところも含めて関係機関と検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### 白壁委員

今、課長さんの言葉の中にほとんどと原則という言葉が出たよね。ほとんどのところでそういったものを規制しています。原則としてそういったものは規制しています。原則を外れたり、ほとんどの残りのところはやっているってことなんだね。それはそれで、せっかくついこの間、文化祭をやったばっかだよ。そういったところで、やはり文化レベルを高めていって、継続をしていくためには、ああいう団体の人たちに全て聞けとは言いません、でも、やりやすい方向のことはぜひ考えていくべきだろうと。

虫という話がありましたね。BSEのときにも、靴の後ろに虫がついたり病原菌がついている、石灰の上を歩いてと、こういう話になる。じゃ、美術館に入る人たちは、1回、エアシャワーか何かをかけてもらって、それから入ってるんでしょうかって話になるよね。そんなことないよね。じゃ、水はどうなのと。それは除湿であったり、その周りにある菌が中に入ってくるのを防ぐためといったら、いろいろな隔離の方法がある。そこまで神経を使うのかな。中の一番高価な收藏品というかね、貴重なもの、ミレーがあるわね。ミレーばかりじゃない、いろいろあるんだけど、そういったところを仕切ってもいいわけじゃない。

だから、やり方だと思う。ぜひここで書いているとおり、県民一人一人が豊かさを享受して、長い歴史に育まれた文化芸術に磨きをかけ、かけがえのない資産として次世代に継承すること。全くそのとおりだよ。ぜひそういったものも、財政当局なのかな、やる気なのかな、本当にやろうと思ったら何でもできると思う。

ぜひ、最後に部長の心意気をお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思います。

立川県民生活部長 おっしゃるとおり、文化芸術団体のさまざまな御希望をいただいております。個別にはなかなか直ちに解決しにくい問題もございますけれども、今回、文化芸術基本条例を定めることを機会といたしまして、来年度、文化芸術基本計画を策定し、さまざまな御意見も伺う中で、私ども県民生活部だけでここでお答えできるものではございませんが、全庁的な取り組みの中で、どこまで対応できるか、しっかりとそこを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

#### 飯島委員

私個人としては、基本的にこの条例が策定されるのはとても歓迎するわけがあります。趣旨も賛同するわけですが、一番気になるところをお伺いしたいと思います。

趣旨の中でも、県経済の活性化に寄与するためという文言があります。そして、この第2章の5項にも、文化芸術の活用による経済の活性化ということが書かれてあります。なかなか文化芸術は金にならないというか、している人か

ら見るとそんな傾向もあるかと思います。この文化芸術を生かした事業活動や支援、それは何となくわかりますけれども、その他産業、観光振興等に資する施策を講ずるということで活性化を図るということですが、ここの部分をもう少し詳しく教えていただけますか。

井上生涯学習文化課長 まず、文化芸術の活用による経済の活性化とは具体的にどのようなことかということですが、文化芸術につきましては、これまでは、どちらかというと文化財等を保護したり、また守っていく、そして継承していく、そちらを中心に取り組んできたところがございます。今後につきましては、人口減少対策だけではありませんけれども、地域の活性化といったことにもあわせて活用していく、そういう考え方に変わってきております。

その活用ということですが、文化財等を適切に公開したり、文化財をお見せするためにいろいろなサインをつくったり、そういったところでいろいろな方々に来て見ていただく、あるいは地域の伝統的なお祭りなども、地域の方々が活性化していく中で、県外の方にそれを見にまた来ていただく。いろいろな交流を生み出す中で、今度はそこで地域が活性化していく。そういう循環を生み出し、経済の活性化につなげていく。文化芸術を活用した保護、継承、発展といった一番効果的な循環ができるような、そうした組み立てを考えてまいりたい、そういった内容でございます。

飯島委員

経済の活性化というと、やはり経済活動というものがあるわけですね。やはり売り上げとか利益とか、そういうものがあって活性化するという理解を私はしています。そうしたときに、文化芸術のこういう取り組みをしている民間の人たちとか、そういった事業活動への支援、例えば補助金などを出しながら、利益も出してもらう、こういう理解でいいんですか。

それと、その他の産業、観光振興等に資する施策を講ずる、こういう言葉の中に入っているのは、民間の団体の皆さんが、例えば観光振興をやるときに県もそれにかかわっていく。そこで人が集まって、そこでお金を落とすのであれば経済も活性化する、こういう解釈もできるんですけれども、そういうことでいいでしょうか。

井上生涯学習文化課長 飯島委員のおっしゃるとおり、経済の活性化というのは、外から人が来ていただいて宿泊していただく、あるいは物を買っていただく、そういったことも含めての活性化ということになります。また、それに対する県の支援ですけれども、具体的な施策につきましては、今後、明年度、策定を予定しております計画等の中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

飯島委員

今後、やっていく中で、いろいろアイデアがあったり、試行錯誤したりということがあろうと思うので、考えていただくと思いますけれども、やはり一番最初に申し上げましたように、文化芸術にかかわっている人たちの多くは「お金にならないよ」という、こういう考え方なのは間違いないと思います。さっき課長がおっしゃったように、今までの文化振興に関する考え方は、継承とか、なくなっちゃ困るということだけでも、もう少しちょっと今回は突っ込んで幅広くやるということをおっしゃったと思いますが、文化振興のレベルアップ、山梨の文化はやはりすごいよという、そういうレベルアップをするためにも、ある意味、そういうかかわった人たちにお金をつぎ込んであげること、それで支援ということになっていると思うんですけれども、今後、具体的にしつ

かりやっていたきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### ※第93号 指定管理者の指定の件（山梨県立男女共同参画推進センター）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### ※第94号 指定管理者の指定の件（山梨県立県民文化ホール）

質疑

白壁委員

採点の評価表を見ると、25点というところが、サービスの向上を図るための具体的な手法及び期待される効果というところだね。ここが一番重要なんだろうね。いつもあそこへ行って思うのは、冬は寒くて夏は暑い。トイレに行ったらエアブローがない。何て書いてあるかという、節電のため、今、使用をとめています。だから、25点中20点なのかな。こういうことがわかっているのに、何で25点満点をとろうとしないのかね。

それともう一つは、還付の関係。2点満点に対して、片方は0.6、片方は満点の2点。ここも重要なところだと思うんだよね。もしかすると本当は、先に情報公開条例に基づく開示請求をかけて、どの人がって名前は出ていないけど、どの人が何点だとか、どういうことを言っているというのを先に調べておけばいいんだけど、もしかするとこのUTYグループのほうは還付の部分がなくて0.6だけど、本来から言うとそっちのほうはサービスがよかったのかもしれないし。

この指定管理制度というのは平成15年にスタートして、もう劣化しているし、本来から言うと、当然、直営でやるべきものを外注でやってみたりしている。昨日もそうなんだけど、今度、科学館では新しいところになる。そうしたら、そこにいる人たちは極力使ってくださいねって。誰がそんな安定しないところにいるもんかい。だから、優秀な人材がいなくなっちゃう。

これはこれとして、ちょっと時代と違うところがあるんだろうなと思いはながら、ただ、主観と客観があるよね。同じ人たちがやるからいいのかというと、またこれは別物で、こういう状態が本当に疑問なんだよ。今までやっていたこの人たちが、もう一度、継続するよね。そうしたら、また夏は暑くて冬は寒くて、トイレのところに行ったら手が乾かせない。こういう人たちがやらなきゃならない。

そういったときに、これもまた5人の委員が、平成23年度以降とかって言っていたけど、何か外部の人たちがやらなきゃならない。本来から言うと、そういう人たちが入って行って中で話をしなきゃならないと思うんだ。そのときに、県の職員の皆さんは中に介入できないけど、落札した人たちが25点の満点に

なるような、そういった努力をしているのかどうか、お伺いしたいと思います。

井上生涯学習文化課長 指定管理者の指定後の今後の満点に向けての取り組みということでございますが、指定管理指定後におきましても、より効率的かつ効果的な運営を継続していく、また、より100点に近い運営をしていただくために、毎年、県が指定管理者と実施している、管理運営についてのモニタリングをする中で、指導等を行っているところでございます。

また、年に何回か、直接、指定管理者の方々と面接というか、直接お話をさせていただきますが、アンケート等で、例えば空調の件やトイレの件、そういった御意見等をいただく中で、改善等について指導しているところであります。

今後につきましても、御意見をいただく中で、指定管理者と話し合いをしながら改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

白壁委員 還付率が高いわけだね。請負金額も高いんだもん。今までの人たちのほうが高いんだもんね。でも、サービスのところが若干いいから。であったら、もっとサービスよくしてもらわなきゃ。だから、こういった施設は公の施設であって、還付率を多くしてくださいなんていうことは、我々は求めない。いかにあそこに行った人たちに満足していただいて、また再度、使っていただけるか。これは県民に対する最大のサービスだし、また県外の人たちに対するサービスでもあるんだ。ちょっと考え方が違うかなというところがあるから、最低でもサービスの拡充、これをしっかりとやっていただきたいと思います。

もう一度、最後、お聞かせください。

井上生涯学習文化課長 御指摘いただきありがとうございます。公の施設につきましては、安全で快適に使っていただいて満足してお帰りいただく、これが一番重要であります。今後につきましても、来ていただいた方がこの施設を使ってよかったと言っていただけるような施設の運営を続けていくことを前提といたしまして、指定管理者と連携をとりながら、文化芸術の振興も含めて、施設の安全で快適な使用について、今後とも継続してまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※第95号 指定管理者の指定の件（山梨県立富士山世界遺産センター）

質疑

白壁委員 地元ですから、何点か聞かせていただきたいと思いますが、今回の委託料が4,540万円ということだね。2,500万円が今までの3年間の人たちということだね。これが2,000万円上がったというのは、やはり赤字でそれを補填したから2,000万円上がったのかな。

また、これは予定金額かな。入札金額かな。そういったところもちょっと教えていただければと思います。

入倉世界遺産文化課長 10ページの3、委託料の参考のところを書いてございます、次回の

指定管理者が4,540万円、現在の指定管理者の委託料2,500万円につきましては、実際の委託の金額でございます。指定管理者のほうで提案をしてきた実際の金額でございます。

もう1点でございますけれども、増額している理由でございます。今回、県が委託料を積算したわけですけれども、今後の4年間を見据えました中で、センターの運営に必要な経費として、新たに計上した分といたしまして、今まで県で執行してまいりました有料の南館での情報システムの保守の委託がございます。それは県で執行してきた部分ですけれども、それを実際にシステムを管理します指定管理者にそのまま執行させるということにした分が1つ。また、旅行会社への営業行為など来館者を増やすための職員を新たに配置して、それに必要な経費として増やした分、またサービス向上の観点から、防犯カメラや免税対応のレジスターなどのリースをする分などを新たな経費として計上しました。これらの増額分が、最終的に委託料ということで反映して増えた主な理由でございます。

以上でございます。

白壁委員 保守って、例のデザイナーさんに払う、4年間で1,000万円ぐらいか、800万円だったか、そういったものが、今度、この中に入ったということか。そういう捉え方でいいのかな。

入倉世界遺産文化課長 デザイナーというよりも、これは南館の機械的な情報システムの保守ということで、今、委員がおっしゃった、デザインをした乃村工芸社のほうに支払う分でございます。

以上でございます。

白壁委員 そういうことだね。あと幾つかそういったものを合わせて、今まで本体のほうで払っていたものも、今回こっちになるから、その分が入って2,000万円程度上がったという捉え方でいいのかな。

人件費は、何をどういうふう増やしたのか。今、営業的なものと言ったけど、それは今まででもいるじゃないですか。もっと強化して、入館者を増やすためにということかな。ちょっと教えてください。

入倉世界遺産文化課長 おっしゃるとおり、当初オープンの際の積算の人件費よりも、やはり来館者を増やすために、今後も含めまして専属的に営業活動をする、また新たなアイデアを出すような、そういう人を新たに配置する分の人件費でございます。

以上でございます。

白壁委員 来館者も、あれだけの施設であれだけの金をかけて、年間9千人ぐらいじゃ、入っていないようなもんだね。たしか前のときも聞いたけど、平均すると1日100人か200人ぐらいしか入らないんだよね。無料にするといきなり3千人とか3千数百人入る、ここに原因があるんだよという話を、前にもさせていただいたんですけど、この評価の中で、安定的な経営が可能となる経理的基礎や施設の管理運営にかかる経費の内容を評価したと出ているんですけど、どういったところを捉えてそういう評価をしたんでしょう。

入倉世界遺産文化課長 10ページの2の団体を選定した理由の最初の、安定的な運営が可能となる経理的基盤の部分は、選定された株式会社ピカの事業者の自己資本比率

の高さとか、借入金の少なさなどが評価されたところです。また、後段の施設の管理運営に係る経費の内容という部分は、選定された事業者、株式会社ピカのほうが、県に提案した4年間の委託料の合計がより安価、安いということが評価されたところです。

以上でございます。

白壁委員

入札の金額が低いからよかったのは、それは当然なんだけど、さっきと逆なんだよね。

それはそれとして、出資法人のときにも、私は言わせていただいたが、先ほども言ったように、この420円というのは誰が決めたんだって。いやいや、これは財政当局でかかった金を、概算でやっていきますとこのくらいで償却しなければならないから4百数十円、もしくは他施設と比べていくと4百数十円が妥当でしょう。と言って、最終的には、計画の人数が合わない、入らない。

そのときも言わせていただいたが、無料にすべきでしょう。南館が有料で、北館のビジターセンターが無料で、ビジターセンターまでは行くけど南館には絶対入らない。一步引いて、富士山の駐車場とのコラボだとか、冬場とのコラボを考えていくことによって値引きをしたり、入館者の増を図りましょうよ、考えてくださいっていう話をさせていただきました。

そういったところで、今回は金額が安いだけじゃないような気がするんだけど、この選定に当たって、どういった提案がこのピカというところからあったのか。点数的に言うと、最後のところだけいいんだけど、軒並みフジネットのほうがいいような気がするんだよね。最後の30対28点幾つっていうところで雌雄を決したというか勝敗が決まったような感じがするんだけど、ここの根拠っていうのは、金額が安いからって言われればそのとおりなんですっていわなきゃなんないが、多分、いろいろ特色があると思うんだけど、ここについてお聞かせいただきたいと思います。

入倉世界遺産文化課長 先ほど来、世界遺産センターの有料の南館の入館者を増やす対策というところが課題となっております、そこに対するこの指定管理候補者の株式会社ピカの提案といたしましては、その対策として、現在、1日20便ほど運行しております河口湖駅や富士急ハイランド、その辺を周回するグループ会社の無料巡回バスの停留所を新たにセンターに設けて、交通アクセスの向上を図って集客を図るということが1つ。

また、もう一つの提案といたしまして、グループ会社との連携を強化いたしまして、世界遺産センターをツアーなどに組み込んだ旅行商品の開発や、国内外でのセールス活動をするというのが2つ目でございます。

さらに、御指摘もあったんですけれども、南館の現行、大人420円を含めまして、全ての入館料を無料とするという提案もいただいたところでございます。

以上でございます。

白壁委員

ついに出ました、無料化。県民の日、あれは無料だよ、入りきれないよ。人がすごいんだよ。イベントもやってるからすごいんだよ。4千人とか、そのくらい入ってるんじゃないかと思う。あとは、富士山の日もちょっといまいぢかな。ちょっと寒いね。幾つかあるんだけど、大体、そういったときにはすごく入るんだよ。これで、多分、相当な人に入らせていただく。ただ、これで怖いのは、後で足りなかったって、また請求されても困るんだけどね。

こういった公共施設というのは、無料のところもあるんだけど、スタートで

料金徴収という仕組みをつくって、取れるものとする、金額はこうするっていう条例や要綱か何かで決めていなければだめだと思うんだけど、これを今度、変えていくとなると、それは法的に大丈夫か。何かいろいろひっかかりそうな気がするんだけど。

入倉世界遺産文化課長 世界遺産センターのもとになります、山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例の中で、施設の利用料金、すなわち入館料につきましては、その限度額、つまり大人であれば420円の範囲内におきまして、知事の承認を受けて指定管理者が定めるということになっておりますので、入館料を420円の範囲ということでゼロ円にすることにつきましては、制度上、特段の問題はございません。

以上でございます。

白壁委員 上限は420円で幾らでもいいということだ。そういう制度になっていたんだ。そこはわからなかったよね。でも、例えば、これでやって、絵に描いた餅で、画餅に帰すで、最終的に予定どおりに入りませんでしたっていったときには、北杜のときに、ちょうど燃料が高騰して1バレル140何円ぐらいになって、設定したものよりもすごく上がってしまったというときがあって、そのときに補填したんだよ、二、三千万円。今回、計画を立てて、いや、あけてみたら全く違いましたって言って、そういうものを請求されることはないんだろうね。

入倉世界遺産文化課長 今後、この議会でもし議決された場合に、指定管理者と協定書を締結することになりますけれども、協定書におきましては、特殊な社会的事情以外で指定管理者の収支状況が悪化した場合でも、県が減収分を補填するということは、協定上、できないということになっております。

なお、事業者の提案でございますけれども、入館料を無料にすることによって収入が減るわけなんですけれども、その分、売店やレストランの商品をより魅力のあるものにして、訪れる人の購買の意欲を高めて、なおかつ来館者を増加させるということで売り上げを増やして、そういう企業努力をして入館料の減収分を補うという提案でございます。

白壁委員 まさしくそのとおりで、これはやはり指定管理制度を導入したときの趣旨がそういうことだったんだよね。民間でできるものは民間でやりましょう、民間の人たちの知恵をお借りしましょうということだった。でも、今はちょっと方向が違うのかなというところがあるよね。

だけど、ここがずっと未来永劫というわけにはいかないよね。当時5年だったけど、4年に変えたからね。今度、違うグループが4年後に出まして、その方々が入札で落としました、そうしたらいきなり420円にまた戻りましたといったら、今度は山梨県として恥をかくだろうね。でも、その可能性はあるのかな。

入倉世界遺産文化課長 この指定管理者制度は、委員がおっしゃるとおり民間の活力を利用して、サービスの向上や経費の節減を図るという制度でありますので、そういう観点から4年後に選定をした結果、委員がおっしゃるとおり利用料金が変わるということは、制度上、あり得ることになります。制度上あり得ますので、その際、再び入館料をいただくという可能性はあるということです。以上でございます。



白壁委員

可能性はあると言われると、次のときにはまた上がる可能性があるということだ。でも、これは困るよね。何とかこのピカっていう会社で成功していただいて、世界文化遺産なんだけど、文化を県民に広く周知したり、国民に広く周知していただくためには、入館者が増えなきゃ何の意味もないんだよね。だから、こういったものを無料にしながらでも多くの人たちに見ていただいて、特に企画が結構一生懸命やってくれていて、全国の学校を回ったり、いろいろなところにDMを出して、修学旅行などで来てもらっていてもいる。無料になったからといって、これにおんぶにだっこじゃなくて、さらにこれから、行政もしっかりと対応していかなきゃならないと思う。あと、企業も頑張る、地元が潤って、なおかつ山梨県が潤ってということでもあります。

最後に、課長に決意のほどを。

入倉世界遺産文化課長 おっしゃるとおり、確かに無料ということに向かって進む可能性はあるんですけども、無料ということに決して安住することなく、また新しい指定管理者と密接に協力しながら施設の魅力をさらに高める、アップしていく、また先ほどおっしゃられた、従来から修学旅行や教育旅行に力を入れて実績も上がっておりますので、これまで以上に教育旅行を含めましたそういう来訪者の増加に行政と指定管理者で協力して、努力してさらによいものにしていきたいと思っております。

以上でございます。

佐藤委員

応募団体が2つありまして、フジネット共同事業体は、富士観光開発とフオネットと書いてあるからわかりやすいんです。でも、株式会社ピカとはどういう会社ですかと、我々は判断材料が全くないので、こういう場合はやはり会社概要など、そういったものをお知らせいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

入倉世界遺産文化課長 株式会社ピカについてでございますけれども、富士北麓、富士山周辺でキャンプ場等をやっている会社でありまして、今は世界遺産センターに北館と南館とあって、南館は新しくできたのですが、北館のビジターセンターの指定管理をやっていた会社で、名前が変わっておりますけれども、実質的には同じ会社です。あと、富士山のシャトルバスの起点となります富士北麓駐車場や道の駅すばしり等の指定管理もしている会社でございます。

以上でございます。

佐藤委員

そういった説明を受ければわかるのかなと思うけれども、県民文化ホールに関してはN T Tファシリティーズとか共立だとかアドブレンですから、なじみがあるわけです。富士河口湖町方面では実績のある会社だといえはわかるけれども、私たちにはわからないんです。せっかく指定をするわけですから、前もって、そういう会社概要や、前やっていた、名前が変わったという説明をいただかないと。今日、ここで採決するわけですから、やはり事前にそういうことを示していただきたいと思えます。いかがでしょうか。

入倉世界遺産文化課長 会社のことにつきましては、ほかの施設との関係もありますので、またその辺は研究していきたいと思っております。

以上でございます。

佐藤委員 最後の、安定的な運営が可能となる経理基盤があつて、ここで2.5から3.7に逆転しているわけだから、こういった部分で、資本金1,000万の会社がどのくらい売上げがあつて、どういう運営方法でやっているかということを示すべきだと私は思うのですが、いかがですか。

入倉世界遺産文化課長 そこは、先ほども申し上げた自己資本比率や借り入れの少なさですけれども、この株式会社ピカ自体は富士急行株式会社の100%の子会社でございますので、そういう支援体制なども加味されていると考えています。  
以上でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※第96号 指定管理者の指定の件（山梨県立リニア見学センター）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※第87号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正

質疑

(地域女性活躍推進事業費補助金について)

佐藤委員 県民2のところであります。県民生活・男女参画課の部分で、マル臨、地域女性活躍推進事業補助金であります。甲府市が行うということでございまして、130万1千円、大変ありがたい補助金だと思っておりますが、この取り組みに対して助成する事業について、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

小田切県民生活・男女参画課長 この事業につきましては、甲府市がホームページ上に女性のための支援サイトを構築するものでございまして、結婚や妊娠、出産、子育てなど、女性のライフステージに応じて女性に知っておいてほしいさまざまな情報をそこで集約、発信をするということでございます。そこには、女性の総合相談に対応する問い合わせフォーム等も設けまして、女性の活躍を総合的に支援する事業でございます。

このサイト構築後は、引き続きその内容を検討したり、随時・定期的に更新を行うとともに、ブログやSNS等でタイムリーな情報を発信することによりまして、このサイトの閲覧者やSNSの登録者に対しまして、甲府市が行う女性活躍に対するイベントやセミナーなどの参加を促して、男女共同参画や女性活躍推進の意識を高めることによりまして、女性の有業率の増加や管理職に占める女性の割合の向上につなげていきたいという事業でございます。

佐藤委員           この補助金は、額ではなく中身かと思しますので、その女性活躍推進にかかわるさまざまな取り組みが対象となるように思います。甲府だけじゃなく、ぜひ多くの市町村でお願いしたいと思いますが、他の市町村の状況はいかがでしょうか。

小田切県民生活・男女参画課長   この補助金につきましては、平成29年度に北杜市が助成を受けまして、女性が働きやすい環境作りに向けたフォーラムですとか、市内の中小企業の女性の起業者等の特集した情報誌などを発行しております。  
以上でございます。

佐藤委員           よりよい事業となるように、ぜひ応援をしてあげていただきたいと思うわけですが、これはリクエストがあったのか、こちらから提案したのか、それだけお聞きして終わりたいと思います。

小田切県民生活・男女参画課長   今回の甲府市や29年度の北杜市につきましては、市のほうから募集に対する応募があったということでございます。

討論               なし

採決               全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※請願第30-7号 「法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員の実現に関することについて」**

意見

浅川委員           法務行政にあつては、現在の厳しい財政状況にあつて、行政コストの削減、効率化が求められる中、新規制度の創設に伴う業務量の増大や法令改正により職務が複雑困難化するなど、業務量に見合った職員が不足しているため、国民の期待する行政サービスの維持が困難となっている。このような事情を背景に、国会においては法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願が採択されているが、依然として見るべき改善が図られていない状況である。したがって、本請願は採択とすべきと考えます。

討論               なし

採決               全員一致で採択すべきものと決定した。

**※請願第30-8号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書提出を求めることについて」**

意見

飯島委員           この案件は、請願趣旨内容、請願項目を読んでもわかりますように、この関係団体、全国知事会米軍基地負担に関する研究会を発足し、この研究会がまとめ、全国知事会に提案し提言も採択に至っていると、こういう案件であります。外交問題については、当時の自治省から地方公共団体においては慎重に慎重を

期していろいろな結論を出すようにということも承知しておりますけれども、私はそういった理由において、慎重に慎重を期した上で採択を提言します。

渡辺（英）委員 日米の地位協定に関することについては、国の外交、防衛、こういった政策に関連すると同時に、米国との交渉に非常に影響が多い。加えて、本県におきましては北富士演習場、ここにおける使用協定、これにも影響が大であります。したがって、関係機関、関係団体、地元の皆さん方の御意見も伺わなければならない。こういうこともございますので、本請願は継続ということでお願いしたいと思います。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

#### ※所管事項

質疑 なし

主な質疑等 総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係

※第81号 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第82号 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第83号 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第97号 指定管理者の指定の件（山梨県立防災安全センター）

質疑

皆川委員 防災安全センターの指定管理の応募が2団体あったと、今、聞きましたけれども、消防協会のほかにもう一つあった、REVIVE JAPANというのは、どういう団体ですか。説明してもらいたい。

小澤防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） REVIVE JAPANにつきましては、全国の被災地に対しましてボランティアを輸送するボランティアバスの運行をはじめとする被災地支援活動、また移住・定住促進等の地域活性化などに取り組む、韮崎市に所在します、平成26年に設立された一般社団法人でございます。以上でございます。

皆川委員 今回、候補者が2つあったんだけど、消防協会を候補者として選定した具体的な理由は何なのか、ちょっと説明してもらいたい。

小澤防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 2団体から提案、ヒアリング等を行った結果、消防協会につきましては、学校や事業者、自治会等への幅広いPR、また出張講座申込者に対して、近隣の保育所や事業者等との合同実習を提案するなど、利用者増加を図る取り組みのほか、センター内や展示品の保守、体験施設の安全管理、また防災に精通した職員の配置など、これまでの運営実績を踏まえたより具体的な提案があったということとあわせて、安定的な運営が見込めるということで選定されたということでございます。

皆川委員 平成26年の前回の選定の際、消防協会においては1億円を超える使途不明金が発生しましたね。県民の信頼がいまだに回復されていない状況があると私は思うんですけども、そのときの総務委員会では、県に対し常に状況を把握し、適切な指導監督に努めるような附帯決議も出されているんですね。その決議を踏まえて、今、どういう努力をして、どのように附帯決議の内容が実現したのか、ちょっと教えてください。

小澤防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 附帯決議を踏まえまして、指定管理者である消防協会につきましては、基本的には協定等に基づいた毎月の利用者や実施状況の定期報告、年1回の経理状況等に関するモニタリング調査等を義務づけしておりましたので、そういうものについては義務づけられたとおり実施するとともに、それらに加えて、附帯決議を受けたことにより、毎月1回、県と消防協会の担当者が直接顔を合わせまして、利用者数の状況とか施設の管理状況、利用者を増やす取り組み等に関する意見交換などを行いまして、必要に応じた改善に向けた指示等を実施してまいったところでございます。

また、使途不明金の発生を受けて、適切な経理処理が図られるように、定期的な出納検査を実施するなど、常に状況を把握するような取り組みを実施してまいったところでございます。

以上でございます。

皆川委員 使途不明金については、現在も裁判が係争中だと聞いているんですけども、その辺はどのような状況になっていますか。

小澤防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 消防協会の裁判の状況でございます。元会計職員1名と歴代事務局長、次長の7名を被告としまして、民事訴訟の損害賠償請求を行っているところでございます。現在、口頭弁論が進められているところでございます。

以上でございます。

皆川委員 裁判が係争中だから、あまり裁判のことを深く聞くことは難しいと思いますが、この採点結果の審査基準の中で、6番目の、施設の管理運営に係る経費というところで、使途不明金を出したんだから、ここはもっと厳しい評価になるべきじゃないかと思うんですが、その点はどういう見解を持っていますか。

小澤防災局次長（防災危機管理課長事務取扱） 6番の施設管理に関する経費につきましては、提案価格に基づくものに対しての評点ということで、自動的に計算できるような仕組みになっているものでございます。今、委員のおっしゃられた経費的部分につきましては、5番の安定的な運営が可能性のある経済的基盤のところ

の点数ということで、消防協会につきましても、今、委員の御指摘のとおり、やはり点数的には低い点数になっているところでございます。

皆川委員           このように、前回は附帯決議が出たぐらい、何となくすっきりしない問題ですけれども、現在、知事が会長だね。だから、ちょっと大変だと思うんですけども、1億円を超えるような不明金問題が出ていて、その全容が解明されないで今に至っているわけですから、いまだそれが回復されていない状況の中で、知事がこういう指定管理者として業務を執行するということになるんですけども、引き続きその状況をしっかり把握して適切な指導監督に努めるというような附帯決議を、今回もつける必要がある。その辺の見解を。

小澤防災局次長（防災危機管理課長事務取扱）   委員のおっしゃるとおり、平成26年と状況に変化はございません。今後につきましても、いただいております附帯決議の趣旨に沿った形で常時の把握、また適切な指導監督に努めてまいりたいと思っております。  
以上でございます。

皆川委員           附帯決議をつけたいと思うんですけども、委員長、どうでしょうか。

水岸委員長       今、皆川委員から提案のありました、附帯決議をつけたいということですが、原案のとおり可決した上で、附帯決議を付けるということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

水岸委員長       附帯決議については、「知事は、県消防協会が山梨県立防災センターの指定管理者としての業務を執行するに当たっては、引き続きその状況を把握し、適切な指導・監督に努めるよう強く求める」ということで、皆さんにお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

討論               なし

採決               全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。また、全員一致で附帯決議すべきものと決定した。

**※第87号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正**

質疑               なし

討論               なし

採決               全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 89 号 平成 30 年度山梨県集中管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第 125 号 当せん金付証券発売の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第 30-9 号 「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求めること  
について」

意見

白壁委員 御案内のように 10%へ引き上げるということで、2回延長したということ  
であります。この消費税というのは、もともと当時の金丸先生たちが中心とな  
って、広く薄く国民の皆さんに御負担いただきたいというところからスタート  
したものであって、今、高齢化、少子化でありますけれども、こういった社会  
保障経費などが、これから必要になってくるところであります。

片や、逆進性ということで相当バッシングを受けておりますけれども、そう  
いったものを回避するためにも、今もさまざまな方策を安倍首相のもとで練っ  
ているところでありますし、ここでこれを反対だと採択すべきものとして決し  
たいなんて言うわけにいかないものですから、ぜひここは継続的なものとし  
てもう少し注視していきたいと考えておりますので、継続の方向でよろしくお願  
いしたいと思います。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(障害者雇用について)

飯島委員 過日、いわゆる障害者雇用の水増しの問題で、本県も県職員の処分が行われ  
たということを承知しております。私も県会議員の 1 人として責任を痛感して  
いる次第であります。これで一件落着きということではなくて、まさにこれから



だと思ひますし、信頼の回復を早急にしなければいけないと思ひておりますけれども、原因を究明して再発防止、こういう順序になると思ひます。私は、起こったことは仕方がないということで、将来に期待するという気持ちでおりますけれども、起きたことによつて今までの組織を少しいじったりとか、どういふ改編をしてきたのかなど、まず単純な疑問があるんですが、この件に関してまずはお伺ひしたいと思ひます。

村松総務部次長（人事課長事務取扱） 障害者雇用の雇用率算定にかかります不適正な取り扱いにつきましては、極めて適切ではなかつたということで深く反省しているところでございます。原因究明と再発防止策ということでございますけれども、私どもといたしますと、原因といたしまして、障害のない人を意図的に算入しようというものではなかつたということ、これはしっかりと明らかにさせていただいてきたところでございます。そうした中で、国の指針の解釈が十分でなかつたということが原因で、このような不適切な取り扱いとなつたと認識しているところでございます。

したがいまして、今回、国からも指針の解釈の仕方について改めて説明があつたところでございますし、そういったことを踏まえまして、今後におきましては、やはり障害者雇用促進法の趣旨を全職員に、人事上の面談等の場を通じましてしっかりと説明し理解を得る中で、障害者手帳の確認等を行いながら、適切な事務執行に努めていきたいと思ひているところでございます。

以上でございます。

飯島委員

当然、反省されていまして、今後の再発防止に鋭意努力するという気持ちはわかるんですが、県民にとつても、県庁が変わつたよとか、そういう見える化みたいなものが私は必要かなと思ふんです。そういう意味で、先ほど申し上げたように、大げさに言うと、そのための組織変更とか、特別な組織をつくるのか、もしそういうことが難しいのであれば、各課室に業務分掌というものがありますね。それに手を加えるとか、そういった、いわゆる見える化が、ある意味で県民へのアピールにもなるし、そういった分掌があれば、それぞれがいつも目にして、再発防止、啓発にもつながるんじゃないかなど、そういう意味でお伺ひしました。結論からいくと、今後も努力しますけれども、そういう組織改編とか業務分掌に手を加えるということは考えていないということですか。

村松総務部次長（人事課長事務取扱） まず、多少経過を御説明させていただきますと、今回の不適正な取り扱いがございまして、その後、法定雇用率を結果的に下回っているということになつたわけでございます。そういった状態につきましては、できるだけ早急に解消してまいりたいという考えで進めてきたところでございますが、それに当たりましては、障害者団体の皆様方とよくよく御相談をさせていただきまして、それでどんな御要望があるか、どんなところに問題があるかということをお聞きしながら検討を進めてまいつたところでございます。

そういった検討の結果を踏まえ、先日、教育委員会と合わせまして60名程度の新たな非常勤職員の方の採用を、まずは始めさせていただきたいということで、現在、募集を行っているところでございます。また、正規職員につきましても、来年度以降に向けまして、現在、関係部署と協議しながら検討しているところでございます。

今、委員からお話がありました業務分掌につきましては、先ほど申し上げました人事管理上のヒアリング等の場で、障害者手帳あるいは障害者雇用促進

法の趣旨について職員に説明するということにつきまして、各部局を通じまして改めてこれは必要なことなのだという事で協力をお願いし、実施してもらうということで、現在、進めているところでございます。

また、県民の皆様方に見えるような形でということで御提案もございましたが、これにつきましては、明日になりますけれども、県職員の管理者層を対象といたしました、障害のある方への配慮等に関する研修会等を開催することになっておりまして、そういった取り組みなどを通じ、県民の皆様方にも県の障害者雇用に対する考え方、取り組みが変わってきたのだということをしっかとお伝えできればいいなと思っているところでございます。

引き続き、どんな取り組みができるか検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

飯島委員

まさに今、村松次長がおっしゃった答弁なんですけれども、ちょうど10月2日の総務委員会で、次長が、障害のある方それぞれの個性、能力を最大限に発揮して活躍していただくということが最も重要であるというふうに考えておりますので、障害者団体の皆様方とよくよく御相談をいたしまして、どんな形で雇用促進を図っていくか、そのやり方につきましてもじっくりしっかりと相談しながら、できるだけ早く対応していきたいというふうに考えているところでございますと、10月2日の総務委員会で答えいただいているんです。

今、次長がおっしゃったように、2カ月以上たっていますから、それを踏まえてこの間の処分は行った、結論が出たという、こういうことでいいわけですね。だから、障害者団体の皆さんとも時間をかけて相談ということもしたけれども、結論としてあの処分で一区切りついたと、今、私はこう解釈したんですけれども。

それとも、今後ともまだ障害者団体の皆さんと、時間をかけてゆっくり相談しながら雇用促進の形を図っていくのか。もう2カ月たっているんです。また少し時間をかけてやるのか、それとも、くどいようなんですけれども、2カ月たった今、県の職員の皆さんがちょっと処分されましたけれども、それで一つ区切りをつけたのか、その辺はどうでしょうか。

村松総務部次長（人事課長事務取扱） ただいま委員からお話ございましたとおり、これまで障害者団体の皆様方と意見交換、御相談をさせていただきながら検討を進めてきたということでございまして、その結果を踏まえた1つのまとめとして、先日、非常勤の職員の方々の募集という形で取り組みを始めさせていただいたということでございます。

その過程の中で、障害者団体の皆様方からも、これで終わりではなくて引き続き情報のキャッチボールをしっかりとやっていきたいという御発言もいただいておりますので、私たちといたしましても、これまでの障害者団体の皆様方との協議で全て十分だという認識ではございません。やはりいろいろな私たちの考え方、やり方に足らざるところというのはなおあるのではないかという問題意識を持ちながら、今後もしっかり意見交換を行いながら進めていきたいと考えております。

飯島委員

次長を含め、関係者の皆さんが決して怠けているとか、そんなことは私は思っていないくて、これはじっくり時間をかけて将来的にもやるべき問題だと思います。もっと言うと、やはりこの問題は、障害があるないにかかわらず、やはり全て働いている人たちが自分の職場に出番と居場所があって、やはり貢献し

ているんだとか、感謝されているとか、やりがいがあるかなという、こういうことを醸成するのが私は理想だと思います。たまたま、この雇用率の問題が起きたので障害者にフォーカスが当たっているんですけども、そういった意味でも、ちょっと前の質問に戻りますけれども、やはり一つの反省を含めて、県はこういう改編をしたんだよとか、そういう見える化がやはり必要なと思います。こだわるとして申しわけないですが、組織をちょっと見直したとか、業務分掌も手を加えて意思を固めたよと、こういうことをしたほうがしないよりはいいと、私は思っているんですけども、いかがでしょうか。

村松総務部次長（人事課長事務取扱） 今の委員の御提案にしっかりお答えできるものかどうかというのはわからないところもございますけれども、何か変えたかというところで申し上げますと、年末以降、来年度の人事に向けた作業がスタートして、まさに現在、それが始まったところでございますけれども、その人事管理等を行う際の要領の中に、障害の有無等の確認、しっかり配慮をしながら確認をしていただきたいということを新たに追記しまして、全庁的に周知を図っているという取り組みはスタートしております。そのほか、新たに業務の追加ということでございますけれども、やはり私ども人事担当部局が中心となりまして、全庁的に各所属の協力も得ながらしっかりと対応していくということであると認識しております。

以上でございます。

飯島委員 県の課題というか、案件がたくさんある中で、どうも発信力が弱いという案件がうんと多いんです。観光問題にしても、いいことをやっているのに見えていない。ぜひこういう問題も、県はこういうことを改善して、反省しながら、障害者の皆さんも含め、県民に受け入れられるような、そういう県として取り組みをやっている、こういうアピールもとても大事だと思います。引き続き、そういったことを含めて検討いただきたいという要望をして終わります。

（指定管理者制度について）

白壁委員 地方自治法第244条の規定によって、それを根拠法のもとに指定管理者制度が制定されたということだね。これは平成15年に出てきたよね。地方分権一括法の1つで一部改正をしていきながら、当時7万1,000あった明治の時代の市町村を、昭和の大合併で4,000近くまで下げながら、平成の大合併で1,700ぐらいまでに下げる。そのときに1,000にするって言ってただけだ。そういったものの一環として、こういうものが出てきた。定数条例も削減をしながら、職員の数も減らしながらいくためには指定管理にするしかない、もしくは直営かどっちか選びなさいとなって、今回、来ているんだけど、今日も知事の名前が会長名、これが幾つかあるんだよね。

先ほど、午前中にも言ったんだけど、例えば科学館。ガラッと変わってしまった。次の人に、今いるスタッフをぜひ雇用してほしいと言っても、それは向こうの人たちの勝手であって、それができなければ今回の契約は破棄しますよと言えないんだよ。ということは、優秀な人たちが集まらない。そんな安定しないところに優秀な人たちが集まらないということが、ここばかりじゃなくていろんなところにある。運用的基準の中で、条例で定めるから、知事がオーケーだったらオーケーでいいということになるから、図書館は2つの方法に分けた。建物の管理運営と、蔵書や購入の関係とか収入の関係とかで分けた。ほかのところは分けてないのよ。分けたところもあるんだけど。

これは、もう劣化しているというか、あのときに無理やりに、やりくりでつ

くっていったもの。これは、各部局に分かれていることはよくわかっている。けど、主体的には行政経営管理課だから、だから課長に聞くんだけど、そういう全国の事例とかを研究をしているかどうか、まず最初にお聞きしたい。

石原行政経営管理課長 今、委員から御指摘のありました、分けての方法でございますけれども、実際、研究まではしていない状況でございます。

白壁委員 だから、ぜひ全国の地方公共団体、基礎的な自治体が全部そうだと思うよ。これは、本当に無理くり、無理やりどんどんやっていった当時の小泉純一郎のやり方だったんだ。でも、それに乗っていかざるを得ない法的な根拠のもとに、244条で規定されているからやらざるを得なかった。ただし、条例で定めなさい、だから、運用してこういうふうやってきた。でも、今、もうそこに限界が来ているところも決してないとは言えないというか、数多くあると思う。

だから、ここは、ぜひ研究してほしい。私が言っていることが、もしかすると、いやいや、今の現状でいいんだよっていうのかもしれないし、国はもうそういうものも考えているんだと言うかもしれない。わからないけど、本当にひずみが来ている。だから、ぜひ研究してほしいと思う。総務部長、研究するぐらいのことは言えるよね。検討しましょう。研究しましょう。

最後に、総務部長の意見を聞いて終わります。

鈴木総務部長 白壁委員からの御指摘については、対応していきたいと考えております。

一つ、指定管理についてという形で、私からも意見を述べさせていただきますと、いろいろ無理な部分もあるかもしれませんが、一方で逆に公だけでやっていることの限界もある中で民間の活力を活用していくという、ノウハウを活用する、これは、私は意義があることだと思います。ただ、それが意味、1つの手法であることによって、それを押しなべることによって、やはりマッチするところ、マッチしないところが出てきている。そういう点では、確かにまだ我々としては他県の事例などの研究が足りていないと思います。所管課は各課ですけれども、やはり取りまとめているのは総務部でございますので、その点をしっかり研究していきたいと思います。

白壁委員 やはり職員のOBとかをうまく活用しながらやっているところが、結構ある。全部を何でもかんでもそういうものに当てはめなくて、そういうOBなども活用しながら、それも一般職だけでなく警察職も教員職もうまく活用しながらやっているところもあるから、ぜひ研究していただきたいと思います。

答弁要りません。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・11月6日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県内調査及び意見交換会については、議長あてに報告書を提出した旨報告した。

以 上

総務委員長 水岸 富美男